

夕張市防災マップ作成業務委託仕様書

第1章 総則

(業務内容)

第1条 本業務は、夕張市地域防災計画に基づき、新たに公表された洪水浸水想定、土砂災害警戒区域などの情報をもとに、これまでの防災マップの見直しを図ると同時に、防災に関する知識などを盛り込んだ防災マップを作成することで、災害対策に関わる情報を住民にわかりやすく提供し、平常時から防災意識の向上と自主的な被害軽減行動の促進を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本仕様書は、夕張市（以下「発注者」という。）が実施する防災マップ作成業務委託（以下「本業務」という。）に適用し、受注者が実施する業務内容を定めるものである。

(準拠する法令・指針等)

第3条 本業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか次の法令等に準拠して行うものとする。

- ・夕張市地域防災計画
- ・北海道水防計画
- ・災害対策基本法
- ・災害救助法
- ・水防法
- ・河川法
- ・測量法
- ・防災基本計画：中央防災会議
- ・災害時の避難に関する専門調査会報告：中央防災会議
- ・避難情報の発令判断・伝達マニュアル作成ガイドライン：内閣府（防災担当）
- ・その他関係法令、通達等

(業務機関)

第4条 本業務の履行期間は、契約日から令和4年12月30日までとする。

(提出書類)

第5条 受注者は、着手後及び完了後速やかに次の書類を提出することとする。

- (1) 着手届

(2) 工程表

(3) 完了届

(貸与資料)

第6条 本業務を実施する上で、必要な資料は発注者が受注者に貸与するものとする。

(1) 洪水浸水想定区域 (shape 形式)

(2) 土砂災害警戒区域 (shape 形式)

(3) ダム下流洪水浸水想定区域 (shape 形式)

(4) 避難所一覧 (excel 形式)

(5) 公共施設等関連資料 (緊急連絡先、防災倉庫等)

(6) 夕張市耐震改修促進計画 地震における震度分布図 (Jpeg 形式)

(打合せ協議)

第7条 受注者は、本業務実施に先立ち業務内容について、発注者と打合せ協議を行うほか、履行期間中においても進捗状況を随時報告する。また、発注者が作業の進捗状況・作業方法等に関することで必要と認めた場合においても、適宜実施することとする。

(成果品の帰属)

第8条 本業務で履行した内容はすべて発注者に帰属するものとする。受注者は、成果品又は収集した資料を発注者の承諾なく他に公表し、貸与又は使用させてはならない。ただし、受注者及び第三者が従来から権利を有している固有の知識・著作権・技術に関する権利など(以下「権利保留物」という。)は、受注者及び第三者に留保されるものとする。

(費用負担)

第9条 本業務で作成した防災マップにおける地図利用にかかる著作権、複製使用料については、受注者の負担とする。

(守秘義務)

第10条 受注者は、本業務において知り得た情報について他に漏洩または引用してはならない。

(損害の賠償)

第11条 受注者が発注者及び第三者に損害を与えた場合は、直ちに発注者にその状況及び内容を連絡し、発注者の指示に従うものとし、損害賠償の責任は受注者が負うこととする。また、損害賠償金額の責任は、契約金額を上限とする。

(成果品の瑕疵)

第 12 条 納品後、成果品に瑕疵が発見された場合は、受注者は発注者の指示に従い、必要な処理を受注者の負担において行うこととする。ただし、利用する地図の経年変化による現状との不一致は瑕疵ではないものとする。

(疑義)

第 13 条 本仕様書に定めがない事項、また、本仕様書に定められた内容の解釈に疑義が生じた場合は、速やかに発注者と受注者が協議し解決を図るものとする。

第 2 章 業務内容

(業務概要)

第 14 条 本業務の内容は、以下のとおりとする。

- (1) 計画準備
- (2) 資料収集整理
- (3) 地図面の作成方針の検討
- (4) 啓発記事面の作成方針の検討
- (5) 版下の作成・校正
- (6) 印刷・製本
- (7) B0 判防災マップの作成
- (8) ホームページ掲載用データの作成 (Jpg 形式または PDF 形式)

(計画準備)

第 15 条 計画準備は、全体的な業務計画の立案、業務に必要な資料及び機器の準備等、後続業務に先立って行うべき予備的業務であり、受注者は、業務計画立案にあたり、一連の業務が円滑に実施されるよう業務手順・人員配置計画等について十分考慮しなければならない。

(防災マップの作成)

第 16 条 防災マップ作成については以下の仕様とする。

- (1) 形態：B4 判冊子物 (中綴じ)
- (2) 数量：5,000 部
- (3) 総頁数：36 頁程度 (表紙を含む)
 - ・防災情報地図 26 頁程度
 - ・防災情報記事 8 頁程度
 - ・表紙 2 頁
- (4) 刷食：全頁 4 色
- (5) 紙質
 - 表紙：上質紙四六判 110 kg 相当 (表紙 PP 加工)

本文：上質紙四六判 90 kg相当

(6) 防災情報背景地図

・背景地図については、「水害ハザードマップ作成の手引き」（国土交通省）に準じ地図の表示縮尺は、市町村が広域で全域の概略図を掲載する必要がある場合を除いて、各々の住宅が識別できるよう、1/10,000～1/15,000 程度とすることを標準とし、道路・道幅・建物形状が確認できるものを使用すること。なお、発注者より指示があった場合は、当該箇所について地図修正を行うこととし、使用する背景地図の精度は、市街地部分については 1/2,500、それ以外については 1/5,000 を保持することとする。

・防災情報については、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域、ダム下流洪水浸水想定区域、避難所等を発注者からの貸与資料をもとに記載する。

・その他情報、目標物等は発注者と受注者が協議のうえ、記載するものとする。

(7) 防災情報記事

・資料収集整理をもとに発注者と受注者が協議のうえ決定後、受注者にて作成し、発注者が確認する。

(8) 校正

・内容校正 2 回、簡易色校正 1 回、計 3 回行うものとする。

(B0 判防災マップの作成)

第 17 条 B0 判防災マップ作成については以下仕様とする。

(1) 形態：B0 判（一枚物）

(2) 数量：1 部

(3) 加工：ラミネート加工（ラミネートの厚さ：100 μ 以上）

(4) 刷色：表 4 色/裏 0 色

(5) 縮尺：1/18,000 程度（夕張市内全域が網羅できること）

(6) 防災情報地図：背景地図については前条（6）と同内容とする。

(ホームページ掲載用データの作成)

第 18 条 防災マップの全頁のデータを、ホームページ掲載用に Jpg 形式または PDF 形式で納品すること。

第 3 章 納品

(納品物)

第 19 条 納品物は以下のとおりとする。

(1) 防災マップ（紙媒体冊子） 一式

(2) B0 判防災マップ 一式

(3) ホームページ掲載用データ 一式